

## 監 査 委 員

## 21年監査公表第1号

特定非営利活動法人行政監視機構から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年 1月13日

京都府監査委員 道 林 邦 彦  
同 村 山 佳 也

## 住民監査請求に係る監査結果

## 第1 監査の請求

## 1 請求書の提出

請求人特定非営利活動法人行政監視機構から、平成20年10月31日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

## 2 請求人

住所 京都府城陽市平川広田22番地の51

名称 特定非営利活動法人行政監視機構

## 3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

## (1) 請求人の主張

ア 政務調査費の根拠法令である法は、最小経費最大効果・調査研究目的・公益上必要を原則としている。

京都府政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成19年京都府条例第64号）による改正前の京都府政務調査費の交付に関する条例（平成13年京都府条例第14号。以下「交付条例」という。）及び京都府政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程（平成20年3月31日付け京都府議会規程）による改正前の京都府政務調査費の交付に関する規程（平成13年3月30日付け京都府議会規程。以下「交付規程」という。）により交付される政務調査費は、京都府民（以下「府民」という。）の納めた公金からの支出であるから、京都府議会議員又は京都府議会の会派の調査研究のため、必要最小限で交付され、その活動目的に限定して資すべきである。すなわち、法第2条第14項、法第100条第13項（現在の法第100条第14項）及び法第232条の2に定めるとおり、地方公共団体の財政権の行使の原則に従うことを旨とするものとするものとする。しかしながら、京都府（以下「府」という。）の政務調査費の支出では、次のように交付条例に違法又は不当と考えられる条項が存しており、幾つかの改善すべき点が明らかである。

㍑ 交付条例第9条において、使途基準を定めることを京都府議会議長（以下「議長」という。）に委任しているが、府が政務調査活動を補助するという交付事務の一環として、使途基準を条例又はその規則で定め、公益性の確保に努めるのが法の趣旨である。

㍑ 交付条例第10条に定める収支報告書の使途基準項目の内容である研修費、会議費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費及び人件費は、議員の報酬で賄うべきであり、政務調査費としてはふさわしくなく、法の趣旨と枠を超えている。

㍑ 交付条例第14条において、交付に関し必要な事項を定めることを議長に委任しているが、議長の権限は法第104条の域内にとどまるものであり、政務調査費を受給する上での議会内の事務的手続事項に限られるべきである。

イ 政務調査費は、議員ら受給者側の自律規定のみでは許されない。府民から公共委託され、公金を支出する主体である京都府知事（以下「知事」という。）が、法第15条により、公正さを確保するための規則を定めるべきである。その権限を議長に委任した結果、受給者の裁量で自らに都合のよいものとなり、お手盛りが図られている。府の政務調査費の支出は、適法な補助金交付としての条例等の根拠を欠き、次のとおり違法又は不当なものとならざるを得ない実態がある。

- ㍿ 交付規程第4条において規定されている使途基準項目の内容は、交通費、宿泊費又は印刷費にも使えるよう、純然たる議員の調査研究と直接関係ない経費にまで広げ、目的外支出に歯止めがかけられていない。
- ㍿ 交付規程第5条において規定されている領収書等の写しの提出の内容は、透明性の確保に逆行する。すべての使途基準項目に関し、1件1円以上のすべての支出についての領収書等の写しの提出を義務付けるべきである。
- ㍿ 交付規程第7条において規定されている証拠書類等の整理保管の内容が不透明である。証拠書類等については、「会計帳簿、領収書等、納品書等、実績報告書、成果物」のように明確に定義付け、調査研究の助成をする制度上の担保とすべきである。

ウ 交付条例が限定適正利用を前提としても、次の点で、違法又は不当な使用事実がある。

㍿ 領収書等の写し未提出のもの

領収書等の写し未提出分は、府から委託を受けた目的への支出の合理性を示すものがなく、必要な費用という説明責任を全く欠き妥当性がない。

交付規程第7条に基づき会派及び議員が厳重保管している証拠書類等の全部又は大半の提出が義務付けられていないのは交付規程の欠陥にすぎない。本条は免責条項でもなく、本来の説明責任を怠っていると言わざるを得ない。

また、交付規程第5条が1件5万円以下並びに事務所費、事務費及び人件費に該当する支出の領収書等の提出を義務付けていないことも同様である。

㍿ 領収書の写し提出済みのもの

<会派分>

a 調査研究費のうち、タクシー券の一括購入の領収書については、地域別府政実態調査研究の個別具体的な立証物とはなり得ない。

b 広報費のうち、ホームページ制作の委託をしたもので、成果物の提示がないものについては、にわかには合目的支出とは判断できない。

<議員分>

c 資料作成費、広報費等のうち、作成又は印刷がされた成果物の提示を欠いているものについては、合目的支出とは判断できない。

エ 府の被った損害は、次のとおりである。

<会派分>

㍿ 平成19年4月分

自由民主党京都府議会議員団	2,500,000円
民主党・府民連合京都府議会議員団	630,000円
日本共産党京都府議会議員団	895,307円
公明党京都府議会議員団	360,463円
京都府議会新政会	400,000円
合計	4,785,770円

㍿ 平成19年5月以降分

自由民主党京都府議会議員団	22,854,031円
民主党京都府議会議員団	4,933,826円
日本共産党京都府議会議員団	12,045,936円
公明党京都府議会議員団	4,504,703円
京都創生フォーラム	2,383,671円
京都府議会新政会	1,921,441円
合計	48,643,608円

<議員分>

㍿ 平成19年4月分 議員61人分 23,019,521円

㍿ 平成19年5月以降分 議員61人分 245,238,634円

上記の主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

- ・平成19年度政務調査費収支報告書に係る領収書の写し等記載事項確認表の写し
- ・平成19年度京都府政務調査費返還所要額一覧

(2) 請求人の措置請求

ア 知事が平成19年度政務調査費の交付を府から受けた会派及び議員（以下「会派及び該当議員」という。）に対し、本件に係る府の被った損害額の返還を求めよう勧告することを求める。

イ 本件は、政務調査費についての適法性（有効性、効率性、経済性）を全うすることを求め、公費支出の説明

責任を十分果たすよう、交付条例及び交付規程の制定、解釈運用をすることを求め、上記の是正措置を請求するものである。

事案の趣旨にかんがみ、議員のうちから選出される監査委員が本件に關与することは利益相反行為として不適切である。他の監査委員は、法第199条第8項の規定により学識経験者から意見を聴取するなど、平成18年度の政務調査費に係る住民監査請求の監査（以下「平成18年度監査」という。）に準じて行うよう申し添える。

## 第2 請求の受理

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の要旨から、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

平成19年度政務調査費に関する会派及び該当議員に係る支出（以下「平成19年度支出」という。）が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか。

### 2 監査対象部局

議会事務局

## 第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、田坂監査委員及び小巻監査委員は、法第199条の2の規定により除斥された。

## 第5 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成20年11月17日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認め、議会事務局の職員4名が立ち会った。

2 当日は、請求人の理事長半田忠雄（以下「理事長」という。）が出席し、請求の要旨を補完する以下の趣旨の陳述を行った。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(1) 今回の監査請求は、平成18年度監査の結果（平成19年11月26日付け19年監査公表第10号。以下「平成18年度監査結果」という。）が実務としてどれだけ反映、実行されているかを検証、確認するために請求したものであるが、平成19年度政務調査費収支報告書の書類を見る限り、平成18年度以前と何ら変わってはいない。

(2) 平成19年度支出の監査においては、平成18年度監査において使用された「政務調査費の使途に係る本件監査における判断基準」（以下「監査基準」という。）が踏襲されるものと理解している。平成18年度監査結果において、監査委員は、政務調査費が適正かつ有効に政務調査活動に使用されることを担保するため、収支報告書が提出されたときは、支出内容について点検を行うことを要望しているが、これがまさに行政側に課せられた最大の責務、責任であると理解をしている。

(3) 政務調査費については、支出した側の責任を問うているのではなくて、使った側の会派及び該当議員に対して責任を問うているものであるが、使った側の議員から直接意見を聞く機会がない。監査委員は、今回においても監査基準をもって、府民に説明のつくよう監査を行ってほしい。

(4) 人件費について、雇用の実態が帳簿と一致しているかどうかという部分も精査されたい。固定資産に該当するような物品の購入等については、物品台帳を作成し、帰属している所有権者を明確にする必要性もあると考える。資料購入費について、各政党の機関で発行する新聞等の支出に政務調査費を充てているのであれば、不適切であり、目的外であると思う。

(5) 平成18年度監査結果は、法に定められた期限という時間的な制約があるため、監査実施後に合理的な理由から証拠書類等の追加提出等があったものについては認められたが、監査の結果に基づく修正申告とそれ以前の修正申告とは区分けをして考えてほしい。

また、平成18年度監査では、按分率等について監査基準における緩和措置（以下「緩和措置」という。）が適用されたが、緩和措置は平成18年度分のみということとされているので、平成19年度支出に緩和措置は適用しないようにされたい。

(6) 府の監査については、按分について検証することができないという部分がある。なかなか人数や時間的な制限があるから難しいのかもしれないが、やはり府民の誰が見ても監査の判断基準、客観性などというものは、監査委員としてきちんと説明するべきものではないのかと思っている。

また、監査した文書等についても議員に返却せず、情報公開があった場合に対応するような措置をされたい。

(7) 今、公金や補助金等を巡る状況は非常に厳しさが増してきており、監査機能が担保されて初めて組織というのが維持できている。府の場合は、平成18年度監査において第三者の専門家の意見も聴取し、独自に規律ある監査結果が担保された。

また、監査基準は当然ながら踏襲されるものだと期待をしている。

## 第6 関係執行機関の陳述

1 議会事務局の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、請求人の立会いを認め、理事長が陳述に立ち会った。

- 2 議会事務局の職員4名が出席し、議会事務局長(総務部主査)が請求の要旨に対する以下の趣旨の陳述を行った。
- (1) 平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権を目指した法制化が進められ、二元代表制の一翼である地方議会が果たすべき役割というものますますその重要性を増している状況であり、そうした時代背景を受け、同年5月、地方議会の審議能力の強化、それから地方議員の調査活動基盤の強化が必要であるとされ、法の一部改正が行われた。これは、条例により地方公共団体が会派及び議員に対し、政務調査費を交付できるとする改正である。府の交付条例は、この改正を踏まえ、平成13年2月の府議会で可決、同年4月から制度運用が開始されたもので、平成20年度からは更にマニュアルの整備など取扱いの具体化を図った。会派及び議員に対して交付される政務調査費は、政務調査活動に必要な支出に対して一定の範囲の中で交付されているものである。
  - (2) 法第100条第14項では、地方公共団体は、条例の定めるところにより政務調査費を交付することができるとした上で、同条第15項で会派及び議員は、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出すると定めていることから、条例で議長が使途基準を定めることがいきなり公益性の確保を損ねるということにつながるものではない。仮に知事が使途基準を定めるとなると、二元代表制の一方である執行機関がその監視機能を有する議会の活動を恣意的に制限できる可能性につながるということも否定できない。
  - (3) 議員の報酬というものはあくまでも役務の対価であり、調査研究に必要な経費までは含まれていない。政務調査費は、役務の対価とは異なるものとして調査研究に資するための経費の一部を交付することができるものとし、その対象、額及び交付方法は条例により定めるとされている。使途基準に示された研修費、会議費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費及び人件費は、調査研究費や資料作成費と同様に調査研究に資するための経費そのものである。
  - (4) 交付に関し必要な事項を議長に委任しているということについて、法では収支報告書を議長に提出するとされており、その提出に係る細部の取扱いを議長に委任することは法が予定するものである。これらについては、全国都道府県議会議長会が作成した条例(例)にも示されており、他府県の条例においても採用されている。
  - (5) 府の政務調査費制度は、法の規定に基づいて条例を定め、制度化したものである。請求人は、請求の理由として、議員ら受給者の裁量により自らの都合のよい規定としていることをあげているが、これは一方的な解釈で、関係する規定を議長に委任することは法が予定するものであり、違法又は不当なものではない。  
また、政務調査活動には、交通費、宿泊費及び印刷費は当然に必要な経費であり、活動に当たり、移動の手段すら認めようとししないというのは、法や交付条例が目的とするところと異なるものである。
  - (6) 府の制度は、収入支出の報告書の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど、透明性の確保に十分意を用いることという法改正の施行に当たったの旧自治省からの通知を十分に踏まえ、全国に先駆けて、制度創設当初から一部の項目を除き5万円以上の支出に対して領収書の添付を義務付けており、平成19年度支出における制度の運用も制度創設当初からのものである。  
なお、平成19年度には政務調査費制度のあり方の検討を行い、平成20年度から領収書の添付をすべての支出に拡大するなど、制度の改定を行ったところである。
  - (7) 会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管については、交付規程により会派及び議員に対し周知が図られている。なお、平成20年度から運用マニュアルを整備し、より具体化を図ったところである。  
交付規程において5万円以上の支出に対して領収書の写しの添付を義務付けているが、領収書の写しが提出済のものについて、領収書が添付されていても成果物がなければ目的外支出とする請求人の主張は、法、交付条例及び交付規程にはその提出についての定めがないことから、規定された内容を超える解釈であると考える。
  - (8) 本件監査に当たっては、平成18年度監査結果を踏まえた監査を求めたい。

## 第7 関係人調査の実施

法第199条第8項の規定による関係人調査として、会派及び該当議員に対して、平成19年度支出に係る帳簿、書類等の提出を求め、事実関係の確認を行った。

なお、請求人は、本件監査において、平成18年度監査に準じ、法第199条第8項の規定による学識経験者からの意見聴取を求めているが、既に監査基準が作成されていることから、その必要性は認められないため実施しなかった。

## 第8 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項に係る請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

本件監査は、交付条例第10条の規定により提出された収支報告書、交付規程第7条の規定により整理保管された証拠書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取、関係人調査の実施等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

- (1) 政務調査費の法制化等を内容とする地方自治法の一部を改正する法律(平成12年法律第89号)は、衆議院地方

行政委員会において全会一致で成案を得て提案がなされ、可決されたものであるが、政務調査費の趣旨について、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化することが重要であると説明されている。

- (2) 旧自治省通知においては、平成12年の法改正の内容のほか、政務調査費の制度化に当たっては、個々の地方公共団体が議員の調査研究活動の実態や議会運営の方法等を勘案の上、政務調査費の交付の必要性や交付対象を十分検討すること、条例の制定に当たっては、透明性の確保に十分意を用いることなどの留意点が示された。
- (3) 関連する判例においても「政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法については、各普通地方公共団体が、当該普通地方公共団体の規模、地域の実情、議員の調査研究活動の実態等の諸事情を考慮して、その裁量判断により条例でもって定めることができるとしたものと解される」(大阪地裁平成18年7月19日判決)とされている。
- (4) 政務調査費に係る収入及び支出の報告書について、法第100条第15項において議長に提出するものとする規定されていることから、議長が使途基準を定めることが直ちに公益性の確保を損ねるということにつながるものではない。また、収支報告書の提出に係る細部の取扱いを議長に委任することは法が予定するものである。これらの内容については、全国都道府県議会議長会が作成した政務調査費の交付に関する条例(例)及び同規程(例)においても示されているところである。
- (5) 府においては、平成12年の法による制度化を受け、議員活動の更なる充実に努め、政策立案機能や情報収集機能を強化して議会の一層の活性化を図ることにより、府民の期待に応えるという趣旨から、平成13年2月府議会において交付条例が提案・可決され、同年4月1日から施行された。交付条例の立案に当たっては、従来の府政調査研究交付金における調査研究活動の実態を考慮しながら、その金額も併せて検討がなされた。交付条例は、交付の対象、額、交付方法や収支報告書等について定めるとともに、透明性の確保の要請を受けて収支報告書を広く閲覧の対象とし、一部の項目を除き5万円以上の支出については領収書等の提出を義務付けるものとなっている。なお、交付条例及び交付規程は、5万円未満の領収書等の提出及び作成又は印刷された成果物等の提示を義務付けていない。

また、政務調査費の使途基準については、議会の執行機関に対する監視機能の充実強化が求められるため、執行機関である知事が定めるのではなく、交付条例第9条に「議長が別に定める使途基準に従い」と規定され、具体的には交付規程第4条に定められているとともに、会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管並びにこれらの書類の保存期間については、交付規程第7条で定められている。

さらに、平成19年度には府議会において政務調査費制度のあり方の見直しが行われ、平成20年度からすべての支出に領収書等の添付を拡大するなどの改定が図られるとともに、使途基準や報告手続など具体的な運用マニュアルの整備が行われた。

- (6) 地方議員には、法第203条に基づく報酬が支給されているが、報酬は、一定の役務に対する対価として与えられる反対給付であると解されており、会派及び議員の調査研究に資するために必要な経費など実費弁償と解される経費は含まれていないとされている。
- (7) 平成19年度政務調査費の交付決定等の状況は、別表第1のとおりである。
- (8) 平成19年度支出について、一部の会派及び議員から収支報告書の修正届が提出され、既に府に対し当該修正により生じた残余の額が自主的に返還されたところである。
- (9) 本件監査の対象となる平成19年度支出の額は、収支報告書(8)により収支報告書の修正届を提出した会派及び議員の支出にあっては、(8)による修正後のもの)等を調査した結果、別表第2及び第3のとおりである。

なお、田中卓爾前議員に係る平成19年4月分については、収支報告書の修正届が平成20年3月17日付けで議長あて提出されたが、これにより生じた残余の額140,475円について、府に対し返還がされていないため、同年10月30日付けで知事から残余の額の返還を請求する措置が講じられたところである。

## 2 判断

### (1) 本件監査における判断基準

本件監査の対象となる平成19年度支出が違法又は不当な支出に該当するかどうかの判断は、監査基準を適用して行った。なお、緩和措置については、平成18年度監査結果の公表が平成19年11月26日であったことから平成19年度政務調査費の額の確定時期や政務調査費を充当する経費の支出時期等を考慮し、平成19年4月分については平成18年度監査と同様に、また、平成19年5月以降分については同年12月までに支払われた領収書等の取扱いなどその一部を適用した。

### (2) 結論

上記事実関係等を踏まえ、本件監査に当たって会派及び該当議員から議会事務局に提出された会計帳簿、領収書、成果物等の証拠書類を(1)の判断基準に照らし調査した結果、目的外支出が確認できなかったことから、平成19年度支出について、違法又は不当な公金の支出とするに足りる事由は認められない。

別表第 1

平成19年度政務調査費の交付決定等の状況

(単位：円)

	区 分		交付決定 (最終)		額の確定			
			年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	備考	
平成19年4月分	会派	自由民主党京都府議会議員団	平成19年4月1日	2,500,000	平成19年6月20日	2,500,000	※	
		民主党・府民連合京都府議会議員団	平成19年4月1日	1,400,000	平成19年6月20日	630,000	※	
		日本共産党京都府議会議員団	平成19年4月1日	1,200,000	平成19年6月20日	895,307	※	
		公明党京都府議会議員団	平成19年4月1日	600,000	平成19年6月20日	360,463	※	
		京都府議会新政会	平成19年4月1日	400,000	平成19年6月20日	400,000	※	
		計		6,100,000		4,785,770		
	議員	京都府議会議員 (61名分)	平成19年4月1日	24,400,000	平成19年6月20日	23,019,435	※	
	会派・議員計			30,500,000		27,805,205		
平成19年5月以降分	会派	自由民主党京都府議会議員団	平成20年2月19日	27,400,000	平成20年5月22日	22,854,031		
		民主党京都府議会議員団	平成19年5月28日	16,400,000	平成20年5月22日	4,933,726		
		日本共産党京都府議会議員団	平成19年5月15日	12,100,000	平成20年5月22日	12,045,936		
		公明党京都府議会議員団	平成19年5月15日	6,600,000	平成20年5月22日	4,691,543		
		京都創生フォーラム	平成19年5月15日	3,300,000	平成20年5月22日	2,556,981		
		京都府議会新政会	平成19年5月28日	2,300,000	平成19年7月19日 平成20年5月22日	200,000 1,673,121	※	
		計		68,100,000		48,955,338		
	議員	京都府議会議員 (59名分)	平成19年5月15日	259,600,000	平成20年5月22日	238,854,660		
		京都府議会議員 (1名分)	平成19年5月15日	4,400,000	平成20年10月29日	2,555,784		
		京都府議会議員 (1名分)	平成19年5月28日	400,000	平成19年6月20日	0		
		京都府議会議員 (1名分)	平成19年5月28日	4,000,000	平成20年5月22日	4,000,000		
		京都府議会議員 (1名分)	平成20年2月19日	4,000,000	平成20年4月10日	2,041,733		
		計		272,400,000		247,452,177		
		会派・議員計			340,500,000		296,407,515	
	平成19年度合計	会派	自由民主党京都府議会議員団		29,900,000		25,354,031	
			民主党京都府議会議員団		17,800,000		5,563,726	
日本共産党京都府議会議員団				13,300,000		12,941,243		
公明党京都府議会議員団				7,200,000		5,052,006		
京都創生フォーラム				3,300,000		2,556,981		
京都府議会新政会				2,700,000		2,273,121		
計				74,200,000		53,741,108		
議員		京都府議会議員 (79名分)		296,800,000		270,471,612		
	会派・議員計			371,000,000		324,212,720		

(注) 印：本件請求までに収支報告書の修正届の提出があった会派及び議員

別表第2

平成19年度政務調査費監査対象支出額一覧<会派分>(平成19年4月分)

(単位：円)

会派名	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	計
自由民主党京都府議会議員団	0	0	0	0	0	435,146	1,508,124	354,255	2,297,525
民主党・府民連合京都府議会議員団	174,850	0	0	35,000	35,000	0	70,150	0	315,000
日本共産党京都府議会議員団	0	0	0	0	95,702	23,914	176,487	551,121	847,224
公明党京都府議会議員団	49,941	0	0	0	0	0	54,615	230,000	334,556
京都府議会新政会	54,531	0	0	0	5,805	186,900	8,037	140,890	396,163
合 計	279,322	0	0	35,000	136,507	645,960	1,817,413	1,276,266	4,190,468

別表第 2

平成19年度政務調査費監査対象支出額一覧<会派分> (平成19年 5月以降分)

(単位：円)

会派名	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	計
自由民主党京都府議会議員団	758,250	161,000	0	67,200	80,330	13,462,165	3,834,373	4,490,713	22,854,031
民主党京都府議会議員団	1,587,764	0	0	864,150	151,352	2,008,650	321,810	0	4,933,726
※ 日本共産党京都府議会議員団	84,321	16,822	226,008	0	1,151,503	3,224,410	155,254	7,158,069	12,016,387
公明党京都府議会議員団	335,025	45,000	40,000	0	174,566	768,202	2,448,750	880,000	4,691,543
京都創生フォーラム	636,335	0	0	0	28,542	203,873	1,238,231	450,000	2,556,981
※ 京都府議会新政会	177,680	0	0	79,065	41,000	371,700	125,083	1,101,129	1,895,657
合 計	3,579,375	222,822	266,008	1,010,415	1,627,293	20,039,000	8,123,501	14,079,911	48,948,325

(注) 印：収支報告書の修正届の提出があった会派



別表第3

平成19年度政務調査費監査対象支出額一覧<議員分>(平成19年4月分)

(単位:円)

議員名	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	計
※ 新井 進	2,790	0	0	113,750	8,826	111,563	10,800	1,760	90,067	339,556
武田祥夫	26,560	0	0	16,000	14,070	0	68,400	66,650	174,276	365,956
田坂幾太	0	0	0	0	7,850	0	150,000	42,630	240,000	440,480
田中卓爾	0	0	0	0	39,993	9,263	62,533	20,150	127,586	259,525
林田 洋	2,355	30,000	0	0	26,013	86,000	15,613	123,079	106,000	389,060
石田宗久	0	24,000	0	0	21,260	26,427	67,085	29,227	163,800	331,799
※ 梅木紀秀	3,898	0	0	113,750	5,955	111,563	7,650	984	90,067	333,867
北岡千はる	0	0	0	0	111,090	0	7,163	11,680	120,000	249,933
澤 照美	13,779	0	0	0	11,415	0	96,037	89,605	0	210,836
※ 光永敦彦	8,523	0	0	113,750	14,385	111,563	0	1,908	90,067	340,196
植田喜裕	0	88,000	0	0	6,805	149,550	78,230	37,296	41,600	401,481
※ 原田 亮	0	0	0	113,750	3,921	111,563	33,300	0	90,067	352,601
水口 洋	0	0	0	0	12,410	25,200	99,915	64,075	158,400	360,000
高山 寛	0	0	0	0	2,400	20,405	119,524	17,118	159,624	319,071
菅谷寛志	14,431	10,000	27,000	0	3,925	0	90,628	116,753	140,000	402,737
※ 本庄孝夫	4,230	0	0	113,750	5,523	111,563	9,000	0	90,067	334,133
松尾忠昌	32,136	20,000	15,000	0	14,760	61,543	18,908	43,915	58,500	264,762
小巻實司	1,000	0	0	0	7,640	8,663	53,170	36,373	128,000	234,846
※ 西脇郁子	442	0	0	113,750	15,155	111,563	0	3,287	90,067	334,264
角替 豊	4,465	0	0	0	16,055	0	96,109	28,962	0	145,591
西田昌司	0	0	0	0	0	123,633	0	34,812	234,000	392,445
※ 山内佳子	0	0	0	113,750	8,293	111,563	0	0	90,067	323,673
※ 加味根史朗	3,616	0	0	113,750	15,476	111,563	13,500	0	90,067	347,972
熊谷 哲	18,740	0	0	0	15,395	336,135	46,220	102,826	0	519,316
小林弘明	0	0	0	0	15,395	0	12,514	136,664	240,000	404,573
佐藤 宏	34,817	0	0	0	3,715	0	0	129,610	0	168,142
※ 島田敬子	5,764	0	0	113,750	14,713	111,563	0	0	90,067	335,857
近藤永太郎	0	24,000	0	0	0	9,038	11,648	34,393	104,747	183,826
佐川公也	0	0	0	0	5,760	0	199,385	34,318	252,742	492,205

議員名	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	計
田淵五十生	0	0	0	0	3,925	0	123,073	17,409	49,842	194,249
久守一敏	1,890	0	0	113,750	6,530	111,563	20,700	7,130	90,067	351,630
前渡健史	0	0	0	375,320	3,925	37,020	75,755	26,783	50,000	568,803
※ 松尾 孝	1,799	0	0	113,750	16,561	112,963	0	6,780	90,074	341,927
山口 勝	25,000	0	13,442	0	9,685	58,975	73,530	34,325	126,000	340,957
渡辺邦子	17,054	0	0	0	3,925	0	132,926	102,247	70,000	326,152
家元丈夫	15,578	0	0	0	11,252	0	84,485	16,609	90,000	217,924
大橋 健	0	0	0	0	14,560	131,500	0	38,325	100,000	284,385
※ 千歳利三郎	0	0	0	0	14,020	5,040	88,932	102,990	214,560	425,542
中島則明	7,182	0	0	0	730	83,714	80,000	32,387	147,941	351,954
梅原 勲	18,534	8,000	0	0	115,557	215,832	29,013	0	11,900	398,836
※ 前窪義由紀	4,500	0	0	113,750	15,886	111,563	7,200	0	90,067	342,966
村井 弘	10,800	2,180	6,340	0	19,188	10,315	136,787	68,953	30,000	284,563
村田正治	0	0	0	0	3,925	117,855	99,612	74,548	154,530	450,470
山本 正	38,621	0	2,495	0	52,873	25,305	164,548	27,735	0	311,577
多賀久雄	25,860	48,000	0	0	6,828	40,925	60,890	54,368	170,729	407,600
稲荷義晴	0	0	0	0	0	0	78,280	52,892	45,000	176,172
酒井国生	20,000	10,000	0	0	0	0	93,528	26,937	180,000	330,465
奥田敏晴	4,080	12,000	0	0	9,820	120,000	36,602	32,780	205,000	420,282
※ 北尾 茂	0	0	0	0	17,880	0	105,300	7,938	128,520	259,638
木村繁雄	171,200	0	0	0	0	0	15,000	21,660	218,700	426,560
坪内正一	20,542	1,440	0	0	42,854	0	0	203,059	126,740	394,635
中小路健吾	17,056	0	0	0	18,998	108,675	33,044	96,886	69,576	344,235
明田 功	6,072	0	0	0	7,640	0	92,635	14,845	137,880	259,072
大野征次	0	0	0	0	20,844	0	99,475	65,746	72,000	258,065
※ 上村 崇	13,536	0	0	0	13,990	0	93,079	70,394	177,500	368,499
巽 昭	0	0	0	0	15,698	0	81,685	103,879	233,820	435,082
田中英世	0	0	0	0	0	0	27,000	0	127,080	154,080
※ 伝宝和平	16,842	14,210	2,703	41,400	7,850	152,103	73,124	67,635	120,960	496,827
松岡 保	5,681	0	0	14,220	5,760	50,000	110,027	88,607	142,200	416,495
上田秀男	75,460	0	3,000	7,541	9,837	38,850	93,022	94,444	90,000	412,154
※ 高屋直志	29,375	0	0	0	25,850	320,000	3,044	72,342	197,000	647,611
合 計	724,208	291,830	69,980	1,819,481	924,589	3,712,122	3,579,628	2,838,708	7,017,564	20,978,110

(注) 印：収支報告書の修正届の提出があった議員

別表第 3

平成19年度政務調査費監査対象支出額一覧<議員分>(平成19年5月以降分)

(単位:円)

議員名	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	計
※ 新井 進	137,366	15,420	0	0	123,743	2,003,817	120,024	208,631	1,397,525	4,006,526
※ 武田祥夫	227,817	0	0	0	541,806	340,215	853,230	556,925	1,938,663	4,458,656
※ 田坂幾太	96,180	0	21,000	0	86,350	0	1,650,000	659,589	2,180,000	4,693,119
※ 迫 祐仁	196,107	74,246	0	0	115,615	2,073,117	182,250	261,546	1,397,463	4,300,344
※ 林田 洋	254,420	150,000	0	96,575	76,463	1,819,650	668,434	528,601	834,000	4,428,143
※ 石田宗久	0	44,000	0	0	122,550	892,270	744,778	516,315	721,530	3,041,443
※ 梅木紀秀	263,019	74,758	0	0	147,843	1,981,297	84,150	195,090	1,397,463	4,143,620
※ 北岡千はる	151,313	0	0	0	416,560	312,676	94,591	369,101	3,080,000	4,424,241
※ 国本友利	0	0	0	0	141,102	269,320	151,727	313,475	0	875,624
※ 光永敦彦	242,012	18,971	0	0	155,638	2,148,402	0	164,639	1,397,463	4,127,125
※ 植田喜裕	0	28,763	0	0	74,855	1,987,383	1,238,637	668,241	691,680	4,689,559
※ 田中健志 (6月分から)	572,886	57,500	0	0	69,482	1,927,928	822,305	248,804	364,200	4,063,105
※ 水口 洋 (5月分のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※ 原田 亮	173,927	83,719	0	0	59,293	1,934,394	333,900	79,925	1,397,463	4,062,621
※ 荒巻隆三	126,686	0	0	0	51,465	594,850	1,181,819	269,314	2,181,382	4,405,516
※ 菅谷寛志	92,681	3,000	16,000	0	71,460	1,489,230	1,067,378	310,849	1,358,500	4,409,098
※ 豊田貴志	0	0	33,982	0	1,575	587,291	1,201,500	295,653	2,296,392	4,416,393
※ 林 正樹	12,000	0	0	0	45,225	189,205	144,661	744,777	153,450	1,289,318
※ 小巻貴司	166,819	5,000	0	0	89,880	225,750	620,424	278,129	1,408,000	2,794,002
※ 西脇郁子	113,064	14,918	0	0	140,825	1,922,222	0	170,910	1,397,463	3,759,402
※ 秋田公司	0	0	0	0	0	1,632,803	792,000	0	2,304,000	4,728,803
※ 角替 豊	112,190	18,500	0	0	280,706	800,549	1,081,141	241,921	0	2,535,007
※ 山内佳子	234,344	16,068	0	0	163,708	2,023,999	83,700	230,119	1,397,463	4,149,401
※ 加味根史朗	212,536	13,418	0	0	33,370	2,029,712	135,000	153,248	1,397,463	3,974,747
※ 熊谷 哲	359,519	25,000	34,500	400,496	317,926	1,209,523	540,940	1,187,228	891,774	4,966,906
※ 小林弘明	515,000	55,145	0	0	195,177	1,109,361	100,457	280,815	2,160,000	4,415,955
※ 二之湯真士	197,612	32,590	0	0	386,139	2,023,581	659,339	603,241	513,000	4,415,502
※ 諸岡美津	55,943	0	0	0	113,693	366,437	773,092	1,247,796	1,414,622	3,971,583
※ 近藤永太郎	46,884	56,000	33,000	0	62,425	1,474,481	466,298	1,031,764	1,277,065	4,447,917
※ 佐川公也	0	0	0	0	164,407	0	2,255,410	372,403	1,939,513	4,731,733
※ 上原裕見子	130,997	13,418	0	0	116,700	1,933,244	0	197,774	1,397,463	3,789,596

議員名	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	計
田淵五十生	0	0	0	0	43,175	1,012,570	894,166	503,362	547,802	3,001,075
前波健史	0	0	0	2,205,918	43,175	226,356	825,190	254,031	880,000	4,434,670
※ 松尾 孝	161,033	88,032	0	0	112,358	1,953,760	217,800	177,169	1,397,463	4,107,615
※ 山口 勝	412,954	0	39,100	480	148,826	1,351,430	860,507	621,089	742,623	4,177,009
渡辺邦子	235,173	12,000	0	0	51,020	1,299,841	1,580,083	1,091,614	526,200	4,795,931
家元丈夫	99,126	108,315	0	0	151,556	1,037,730	928,957	273,373	990,000	3,589,057
大橋一夫	37,994	74	703	0	306,225	2,446,785	36,871	522,945	746,364	4,097,961
※ 岡本忠藏	334,562	279,256	141,744	134,476	94,699	109,515	1,096,288	996,661	214,452	3,401,653
※ 千歳利三郎	0	34,000	0	31,860	195,917	180,918	814,286	1,134,395	2,023,560	4,414,936
※ 中島則朗	237,133	0	7,580	0	45,085	383,163	880,000	658,725	1,604,302	3,815,988
※ 佐々木幹夫	125,449	56,700	117,148	20,282	351,835	383,549	979,516	1,612,522	770,607	4,417,608
※ 前種義由紀	209,694	82,640	0	0	130,878	1,801,634	79,200	168,802	1,397,463	3,870,311
※ 村井 弘	162,627	27,180	206,486	6,780	253,182	1,031,058	880,960	873,581	346,500	3,788,354
※ 村田正治	0	0	0	0	147,920	418,030	1,161,982	1,527,896	1,229,850	4,485,678
山本 正	247,002	0	57,074	0	198,353	647,840	1,022,440	915,712	0	3,088,421
多賀久雄	1,015,988	51,000	0	0	175,515	440,558	650,292	324,258	1,763,679	4,421,290
※ 稻荷義晴	107,005	202,111	12,000	0	67,050	0	952,815	719,803	495,000	2,555,784
桂川孝裕	495,598	154,069	207,810	36,403	35,950	200,578	885,802	1,548,401	804,542	4,369,153
※ 奥田敏晴	33,408	157,357	0	0	140,330	1,107,800	457,371	207,155	2,455,000	4,558,421
※ 北尾 茂	31,353	0	0	0	236,390	150,000	1,319,540	935,074	1,782,000	4,454,357
※ 安田 守	219,979	29,000	0	0	120,829	1,551,071	980,608	787,663	1,375,537	5,064,687
※ 坪内正一	370,879	102,075	0	0	455,554	676,446	15,066	871,027	1,659,907	4,150,954
※ 中小路健吾	177,662	36,000	0	0	298,315	1,375,230	503,708	504,385	2,078,076	4,973,376
明田 功 (2月分まで)	139,531	0	0	0	98,104	0	736,802	296,334	770,962	2,041,733
※ 大野征次	89,334	0	7,200	0	273,468	1,060,159	1,291,586	472,593	1,089,000	4,283,340
※ 尾形 賢	92,364	0	0	0	139,850	843,167	2,006,588	222,220	1,253,648	4,557,837
※ 上村 崇	387,594	36,000	0	0	193,170	1,500,718	922,059	940,498	1,125,072	5,105,111
※ 巽 昭	96,484	0	10,935	0	168,410	1,370,603	858,138	429,097	2,129,220	5,062,887
※ 上田秀男	429,251	7,000	24,200	0	214,961	881,835	1,156,431	957,625	738,360	4,409,663
※ 片山誠治	708,830	128,000	30,000	0	188,265	394,115	828,000	511,960	2,250,000	5,039,170
※ 島田正則	136,115	0	15,000	0	106,115	111,790	977,547	431,114	2,640,000	4,417,681
※ 松岡 保	217,353	88,730	17,770	31,917	224,055	305,777	1,300,377	1,007,355	1,112,500	4,305,834
※ 合 計	11,702,797	2,479,973	1,033,232	2,965,187	9,776,516	63,556,733	46,148,161	34,885,262	79,224,689	251,772,550

(注) 印：収支報告書の修正届の提出があった議員